

西尾市一般競争入札（工事）実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、西尾市契約規則（昭和39年規則第29号（以下「契約規則」という。））に基づき、西尾市の発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する工事をいう。
- (2) 登録業者 契約規則第5条第1項の規定により入札参加資格審査申請書を提出し、資格審査を受け入札の参加資格を有する者として、登録者名簿（あいち電子調達共同システム（CALS/EC）（以下「あいち電子システム」という。）を含む。）に登録された業者をいう。
- (3) 入札参加者 契約規則第8条に規定する公告事項に該当し確認された入札業者をいう。
- (4) 電子入札 あいち電子システムを利用して行う入札や開札をいう。
- (5) 総合審査評点数 建設業法第27条の23の規定による経営事項審査に基づく経営事項審査結果通知書の総合評定値と市があらかじめ調査し決定した主観点の合計数値をいう。
- (6) 事後審査型 入札者への資格確認を開札後に行う入札方式をいう。
- (7) 落札候補者 事後審査型の開札において、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した入札者をいう。

（適用の範囲）

第3条 この要綱は、市が発注する設計金額が130万円を超える建設工事の入札について適用する。

（一般競争入札に参加できる者）

第4条 建設工事の一般競争入札に参加できる者は、次の各号に掲げる要件を備えている者でなければならない。

- (1) 工事の種類ごとに、建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者
- (2) 登録業者のうち次の要件を満たす者
 - ア 市内に本社を有する者のうち、市内営業年数が5年以上の実績を有する者
 - イ 市内に支店・営業所を有する者のうち、市内営業年数が5年以上の実績を有し、かつ、登録業者として3年以上登録されている者
 - ウ 前ア及び前イ以外の者のうち、営業年数が5年以上の実績を有し、かつ、登録業者として3年以上登録されている者
- (3) 契約規則第8条に規定する公告事項に該当する者
- (4) 市税等に未納の額がない者

- (5) 西尾市競争入札参加停止措置要綱により競争入札の参加を停止された場合において、その停止期間を経過している者
 - (6) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
 - (7) 西尾市が行う調達契約からの暴力団等排除に関する要綱により排除措置をされた場合において、その措置期間を経過している者
- 2 入札参加者が前項第1号及び前項第3号から前項第7号までのいずれかに該当し得ない者となった場合は、そのものに対して行った当該建設工事の第9条第2項の競争参加資格確認通知書を破棄し、入札に参加させないものとする。

(一般競争入札の制限)

第5条 建設工事の性質又は目的によって、次の各号の資格区分により、当該入札参加者を制限することができる。

- (1) 市内業者 市内に本社を有する者
 - (2) 準市内業者 市内に支店、営業所を有する者
 - (3) 市外業者 前各号以外の者
- 2 登録業者を総合審査評点数により、資格区分ができるものとする。
- 3 その他入札者に必要な資格等に関する事項によるものとする。

(一般競争入札実施の公告)

第6条 入札実施がある場合は、隔週の月曜日（これらの日が休日に当たるときは、その翌開庁日）に公告を行うものとする。ただし、必要に応じて契約担当者は前段に定める日以外にも行えるものとする。

(一般競争入札実施の公告事項)

第7条 公告事項は、契約規則第8条に掲げるものとする。

- 2 第1項の公告の写しについては、契約検査担当課及びあいち電子システムの入札情報サービスにおいて閲覧することができる。

(入札参加申請)

第8条 登録業者の内、前条第1項の資格該当者で入札参加を希望する者は、公告により指定した期間に契約検査担当課に「一般競争入札参加資格確認申請書」（様式第1号）及びその他必要な書類等（以下「申請書等」という。）を提出するものとする。ただし、電子入札の場合は、西尾市電子入札（建設工事等）実施要領の定めるところによる。

(参加資格の確認)

第9条 契約担当者は、前条に掲げる申請書等に基づき第4条及び第5条に規定する入札参加資格を確認するものとする。

- 2 前項による確認を行い、入札参加資格の有無については、競争参加資格確認通知書（様式第2号）により通知するものとする。ただし、電子入札の場合は、西尾市電子入札（建設工事等）実施要領の定めるところによる。

(事後審査型)

第10条 事後審査型の場合は、第3条、第4条第1項及び第5条から前条第1項までの規定を準用し、第8条の「一般競争入札参加資格確認申請書」を「一般競争入札参加申込書」、同条及び前条第1項「申請書等」を「申込書等」と読み替えるものとする。

2 前条第1項に定める資格の確認は、落札候補者の中で最低の価格をもって入札した者からおこなうものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年3月1日から施行する。

この要綱は、令和 3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和 3年9月1日から施行する。

[様式第1号](#)

[様式第2号](#)